

## 東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年7月26日(水) 青葉通プラザ10階会議室	
委員	風間 基樹 (東北大学大学院教授) 内田 貴和 (公認会計士・税理士) 大江 修 (東北経済連合会 専務理事) 齊藤 幸治 (弁護士) 富田 真 (東北学院大学教授) 久田 真 (東北大学大学院教授)	
審議対象期間	平成28年12月1日～平成29年3月31日	
抽出案件	総件数【6件】	備考
○工事	【4件】	
・一般競争	1件	東北自動車道 福島北ジャンクション工事
・条件付一般競争	1件	八戸自動車道 沢内橋塗替塗装工事
・拡大型指名競争	1件	秋田自動車道 秋田管内舗装補修工事
・随意契約	1件	八戸自動車道 檜山橋床版補強工事
○調査等	【1件】	常磐自動車道 長瀞地区道路詳細設計
○物品等	【1件】	東北支社の広報及び広報支援業務
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></b></p> <p>① 徐々に拡大型指名競争入札を減らし、本来の入札方式である一般競争に戻していくことと思いますが、拡大型指名競争入札を減らす何らかの数値目標は持っていますか。</p> <p><b><u>【工事入札契約状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p> <p><b><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p> <p><b><u>【資格取消等状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p> <p><b><u>【一次苦情及び一次説明処理状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p> <p><b><u>【談合情報について】</u></b></p> <p>・意見等なし</p> <p><b><u>【抽出事案の審議】</u></b></p> <p><b><u>「東北自動車道 福島北ジャンクション工事」</u></b></p> <p>① 仮に、技術提案が全く提出されなかった場合はどうなるのですか。技術提案の評価点10点が0点になるだけで、競争参加可能ということですか。</p> <p>② 技術提案を提出したものの、結果、不適となり競争に参加できないケースがある一方、技術提案を提出せずに標準どおりの施工の意思を示した場合は、評価なしで0点となっても競争に参加できるということですか</p>	<p>① 実際に入札手続きを行う各支社において、各地域の競争環境等を注視しながら進めていく必要があります。目標設定は難しいものと考えております。ただし、今後の動向を踏まえながら、できるだけ一般競争に戻していきたいと考えています。</p> <p>① 技術提案が全く提出されず、かつ、標準どおりの施工の意思を示さなかった場合は、不適となり競争に参加できません。標準どおりの施工の意思を示していた場合は、技術評価点が0点となりますが、競争参加は可能です。</p> <p>② そのとおりです。技術提案について評価なしで0点の者が落札者となった場合は、標準どおりの施工をするということです。</p>

意見・質問	回 答
<p>「八戸自動車道 沢内橋塗替塗装工事」</p> <p>① 4者辞退の背景には何があると推測していますか。</p> <p>② 唯一応札した入札者の1回目の入札価格は契約制限価格を超えています。これは、1回目の入札金額程度は貰わないと施工できない、と言う判断があった可能性と、辞退した4者は割に合わないと考え辞退という判断をしたかもしれません。</p> <p>③ 結果的には競争性が働いていないように思われます。</p> <p>④ 競争参加者中1者が競争参加資格不適とされています。これは、競争参加資格として求めた自動車専用道路での車線規制の経験がないという理由ですか。</p>	<p>① 全者に確認している訳ではありませんが、技術者の確保が出来なかったと聞いています。</p> <p>② 何とも言えません。</p> <p>③ 当初は複数の者から応募がありました。</p> <p>④ はい。</p>
<p>「秋田自動車道 秋田管内舗装補修工事」</p> <p>・意見等なし</p>	
<p>「八戸自動車道 楯山橋床版補強工事」</p> <p>① 随意契約にした理由は、損傷がひどく早く補修する必要があるのでということですが、損傷の原因は経年劣化によるものと思われしますので、もう少し計画的な発注を行えば、このような事態には至らなかったのではないのでしょうか。</p> <p>② このような構造の橋梁は珍しいのですか。</p> <p>③ 1回目の発注が応札者なし、今回の優先交渉の同意者も2者だけ、ということは工事自体に魅力がないということですか。</p>	<p>① 本工事は、通常の橋梁と違う特殊な構造の橋梁であるため、最適な工事方法等を検討するための調査・設計等に時間を要しました。その結果、調達手続き着手が遅くなり、このような時期になってしまったものです。</p> <p>② ここまで色々な要素を含んだものは、かなり珍しいです。</p> <p>③ 補修方法が特殊であり、今後の大規模更新事業の市場規模としては限定的であるため、魅力がないとも考えられます。</p>
<p>「常磐自動車道 長瀬地区道路詳細設計」</p> <p>・意見等なし</p>	
<p>「東北支社の広報及び広報支援業務」</p> <p>① 2者しか応募がないというのは、この業務規模の割には少ないのではないですか。</p>	<p>① 同様の業務規模では雪氷業務の広報などがありますが、概ね2～3者しか応募がありません。</p>

意見・質問	回 答
	<p>これは、資格登録制度のない物品・役務では、弊社ホームページの入札公告や官報公告を随時注視している会社が少ないためと考えられます。</p>

<p>審議結果の報告</p>	<p>審議案件について、入札の事務手続きは全て適正と認められます。          なお、以下の3点への取り組みを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1者入札解消</li> <li>② 不調不落の多い工種は積算の妥当性等何らかの構造的な問題があると思われるので、改善に向けた検討。</li> <li>③ 発注時期あるいは全体計画への注力。</li> </ul>
----------------	---